

令和5年度小平市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度小平市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億7,508万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ804億7,301万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月6日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項及び別表第 2 の 1 の項中「よる保護に準ずる措置」を「準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 6 日提出

小平市長 小 林 洋 子

## 小平市税条例の一部を改正する条例

小平市税条例（昭和25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第25条の10第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第27条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の見出し中「徴収方法」を「徴収方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「による。」を「により徴収する。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第29条の4中「及び都民税額」を「、個人の都民税額及び森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第30条の2の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に

改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「支払い」を「支払」に改める。

第30条の4中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第30条の5第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第30条の5の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第30条の5の5第1項において同じ。）」を加え、「以下この条及び第30条の5の5」を「次項及び第30条の5の5第1項」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第30条の5の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第30条の6第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第30条の7第1項中「においては」を「には」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中

「においては」を「には」に改める。

第60条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第72条第1項及び第5項並びに第75条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「0」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改める。

附則第10条の2の2中第12項を第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項

に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第15条の2第2項を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあ

るのは「3, 500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(2)中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号イ(3)(i)中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第60条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の小平市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第25条の10第2項並びに第29条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第29条の4、第30条の2の2、第30条の5、第30条の5の2及び第30条の5の6の改正規定並びに附則第15条の2の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第27条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の小平市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき第27条の3の2第1項の給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第63条第1項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同法附則第64条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同法附則第64条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第60条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による

改正前の小平市税条例附則第15条の2第2項及び附則第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以降に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

令和5年6月6日提出

小平市長 小林 洋子

## 小平市手数料条例の一部を改正する条例

小平市手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の部中86の項を89の項とし、78の項から85の項までを3項ずつ繰り下げ、同部77の項中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の」を「建築物の新築又は増築等に関する特例の」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同部80の項とし、同部76の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に改め、「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同部79の項とし、同部中75の項を78の項とし、同部74の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同項を同部77の項とし、同部中73の項を76の項とし、同部72の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同項を同部75の項とし、同部中71の項を74の項とし、53の項から70の項までを3項ずつ繰り下げ、52の項を54の項とし、同項の次に次のように加える。

55 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	許可申請のとき。
--	----------	----------

別表第2の1の部中51の項を53の項とし、48の項から50の項までを2項ずつ繰り下げ、同部47の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同項を同部49の項とし、同部中46の項を47の項とし、同項の次に次のように加える。

48 建築物の高さの特例許可申請手数料 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	許可申請のとき。
--	----------	----------

別表第2の1の部中45の項を46の項とし、42の項から44の項までを1項ずつ繰り下げ、41の項の次に次のように加える。

42 建築物の容積率の特例認定申請手数料 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	28,000円	認定申請のとき。
---	---------	----------

別表第2の7の部に次のように加える。

4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条第1項の規定に基づく組合の法人に関する証明書又は同法第25条第2項の規定に基づき公告された理事長に関する証明書の交付手数料	1通につき 400円	交付のとき。
5 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替事業に係る税制上の特例措置に関する証明書の交付手数料	1件につき 400円	交付のとき。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月6日提出

小平市長 小林 洋子

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小平市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項ただし書及び第28条第1項中「20万円」を「22万円」に改める。

第28条の2中「第29条の2」を「第29条の2第1項」に改める。

第29条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同規則第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第28条第1項」を「第28条」に、「同項第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第28条第1項の」を「第28条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第28条の2及び第29条の2第2項の改正規定並びに附則第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、第12項及び第13項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小平市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年6月6日提出

小平市長 小林 洋子

小平市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

小平市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 20 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

小川東町二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小平都市計画小川東町二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
-------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

小川東町二丁目地区地区整備計画区域		次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第 130 条の 5 の 3 で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (6) 前各号の建築物に附属するもの（政令第 130 条の 5 の 5 で定めるものを除く。）
-------------------	--	---

別表第 3 に次のように加える。

小川東町二丁目地区地区整備計画区域		10 分の 18
-------------------	--	----------

別表第 4 に次のように加える。

小川東町二丁目地区地区整備計画区域		10 分の 4
-------------------	--	---------

別表第 5 に次のように加える。

小川東町二丁目地区地区整備計画区域		3,000 平方メートル
-------------------	--	--------------

別表第6に次のように加える。

小川東町二丁目地区地区整備計画区域		(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離 都市計画法第14条第1項の計画図に表示する数値 (2) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離 都市計画法第14条第1項の計画図に表示する数値	
-------------------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月6日提出

小平市長 小林 洋 子

小川駅西口新公共施設の取得に係る譲渡契約の締結について

小川駅西口新公共施設を取得するため、下記の譲渡契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 小川駅西口新公共施設の取得
- 2 譲渡物件 小川駅西口地区第一種市街地再開発事業によって整備される施設建築物のうち対象となる部分（土地所有権を敷地権とする区分所有建築物の専有部分とその敷地たる土地の共有持分等）
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約の金額 35億8,275万円（消費税込み）
- 5 契約の相手方 小川駅西口地区市街地再開発組合  
東京都小平市小川西町四丁目14番27号 NMCビル2階  
理事長 中村 達良

令和5年6月6日提出

小平市長 小林 洋 子